

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行による構造改革特別区域法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成三十年一月四日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

1 条文の整備

大気汚染防止法の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県税条例

(2) 奈良県税条例等の一部を改正する条例

(3) 奈良県税条例の一部を改正する条例

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)については、公布の日から施行することとした。